

第3期中期目標期間の評価(4年目終了時)における課題の対応方策・改善状況

第3期中期目標	改善すべき点	対応策・対応状況
<p>V その他業務運営に関する重要目標 3 法令遵守等に関する目標 ○ 学内規則を含めた法令遵守や情報管理の徹底を図り、適正な大学運営を行う。 ○ 研究における不正行為の発生を防止するための管理体制を強化する。 ○ 研究費の不正使用の発生を防止するための管理体制を強化する。</p>	<p>○知的財産管理体制の不備 特許出願手続きにおいて、知的財産担当の理事・副学長(当時)が不正行為を行うなど、ガバナンスや知的財産管理体制、コンプライアンスの徹底に問題があった事案について、令和元年度に評価委員会が課題として指摘していることから、改善に向けた取組が実施されているものの、引き続き再発防止に向けた積極的な取組を実施することが強く求められる。</p> <p>※文部科学省国立大学法人評価委員会「第3期中期目標期間(4年目終了時)に係る業務の実績に関する評価結果」(令和3年6月公表)より抜粋</p>	<p>本事案は平成30年度に明らかとなったものであり、それ以来、以下のとおり対応を行っている。</p> <p>本事案は一人の人物に多くの権限が集中したことに大きな原因があったことから、再発防止に向けて、権限を分散させ、互いに牽制可能な知的財産管理体制(産学公連携推進センター知的財産戦略室でセンターのURAが行った事前調査について専門的知識を有する構成員が評価審査し、その評価審査結果を基礎資料として、産学公連携推進センター運営委員会で審議した後、知的財産の取扱いを学長が決定する)を平成30年10月に構築した。</p> <p>事案の公表後は、全教職員に向けての説明会やコンプライアンス研修等を行ったほか、役職員全員へのさらなるコンプライアンス徹底を図るため、利益相反マネジメントに基づく自己申告を令和元年度から実施している。令和2年度においては、「研究不正に係る研究倫理教育研修」、「公的研究費に係るコンプライアンス研修」を実施した際に、未受講者には徹底した督促を行うよう改め、受講率100%を達成した。</p> <p>また、「研究活動の不正行為等の取扱いに関する規則」及び「公的研究費取扱規則」を改正し、研修の受講、不正行為及び不適切行為の防止に取り組むことを研究者及び構成員の責務として明記し、この責務を果たさない場合の罰則(研究活動の停止、公的研究費の取扱い停止)も定めた。</p> <p>以上のとおり、体制強化、研修等の充実、規則改正を行っており、課題への対応を完了しているが、引き続きコンプライアンスの徹底を図っていく。</p>